

平成 26 年 2 月 18 日

韓国の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）への対応について

環境省自然環境局

○1 月 17 日の韓国での発生情報を受けて、1 月 17 日付で都道府県及び地方環境事務所あてに死亡野鳥等の監視体制の強化（対応レベルの引き上げ：対応レベル 1 → 対応レベル 2）を連絡。

※ 当初 H5N1 亜型とされ、1 月 17 日に連絡したが、その後 H5N8 亜型と訂正されたことから 1 月 20 日の連絡で修正。

○死亡野鳥等調査（通年）、定期糞便調査（毎年 10 月～4 月）ともに、現在のところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されていない。

○これらの調査で野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出した場合は、速やかに関係府省（内閣官房、厚生労働省、農林水産省等）、関係自治体等に連絡することとなっている。

事 務 連 絡
平成26年 1月17日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥サーベイランスの対応レベルについて

今般、農林水産省より、韓国当局発表の全羅北道高敞郡（コチャングン）の家禽農場における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）の検出について、情報提供がありました。このことを踏まえ、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に変更します。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、適切な対応をお願いします。

まだ感染源は特定されていませんが、隣国での発生であり、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されるようお願いします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 根上、千葉、馬場園
電話03(5521)8285

事 務 連 絡
平成26年 1月20日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生について

平成26年1月17日付けの事務連絡において、対応レベルの変更を通知したところですが、その後、農林水産省より、血清型の修正連絡があり、今般、全羅北道高敞郡（コチャンGUN）の家禽農場において検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは、「H5N8亜型」でしたので、訂正してお知らせいたします。

なお、1月17日にお知らせした扶安（プアン）郡の家禽農場における疑い事例については、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）であると確定したとの情報がありましたので、追加でお知らせいたします。

まだ感染源は特定されていませんが、感染が拡大する傾向にありますので、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 根上、千葉、馬場園
電話03(5521)8285